

第 11 回

檜山北部3町合併協議会会議録

日 時 平成16年11月10日（水） 13時30分

場 所 瀬棚町児童会館

第11回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年11月10日（水） 13:30～15:18 場所：瀬棚町児童会館

1. 会議録署名委員の指名について
付議事件の報告
2. 報告第 1号 新町名候補選定小委員会経過報告について
3. 報告第 2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について
4. 報告第 3号 議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告について
5. 議案第 1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算について
6. 協議第 7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）
7. 協議第22号 新町建設計画について（継続協議）

追加日程

8. 付議事件の報告
9. 提案事項第1号 合併協定書（案）及び調印について

○出席委員

大成町

副会長 花田 千賀志 委員 高畑 實 委員 大野 忠勝
委員 奥村 喜美男 " 朝倉 満

瀬棚町

副会長 平田 泰雄 委員 柳田 眞 委員 桜井 明雄
委員 用名 要一 " 新保 静夫

北檜山町

会長 内田 東一 委員 斎藤 洋一郎 委員 真柄 克紀
委員 中山 修身 " 石川 文枝 " 中島 勝則

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田 千秋

○欠席委員

大成町

委員 成田直彦
" 濱口敬子

瀬棚町

委員 濱口勝利

北檜山町

委員 酒井誠一

○幹事

幹事長 福島一臣 副幹事長 小林義悦 幹事 越野邦夫
幹事 碓谷恵一 幹事 高野利廣 " 水野幸雄

○協議会事務局

事務局長 道高勉 事務局次長 駒谷正義 事務局次長 成田円裕
書記 小坂橋司 町づくり推進係長 山内保夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、皆様には大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまから第11回目檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長より一言ごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

どうも皆さん、こんにちは。大変きょうはお忙しいところ、第11回の3町の協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。しかも、きょうは全員の皆さん方がお集まりでございます。そしてまたきょうは、近ごろにないすばらしい天候に恵まれました。こうした中で協議会が開催されますことは、まことに喜ばしいことだと思っております。

振り返れば本年の4月7日に第1回の合併協議会を開催いたしました。当時といたしましては、本当に順調にいくだろうかというような心配はなされたわけでございますけれども、回を重ねるごとに皆さん方の活発なご意見をいただきまして、今日まで11回の会議を開催できるということは、本当に私どもといたしましても大変うれしく思うわけでございます。そうした面におきましては、皆様方の大変なご理解とご協力を賜って、その結果が今日に至ったわけでございます。もう合併も手の届くところまで来たという感じがするわけでございます。それに対しては、きょうこの児童会館の額も正面にかかっておりますけれども、和而不同と、「和して同ぜず」と、まさにこのとおりだと思います。それぞれ皆さん方の和をもって、そしてまたいろんな意見の中でお互いに譲り合い、そして協議を重ねながら今日まで来たということに対しまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本日、報告案件が3件、議案が1件、協議が2件の6件の協議案があるわけでございますけれども、本日、この協議が皆様のご協力によって議決をいただくなれば、恐らく協議会としてはもう最後の協議会でなかろうかというふう思うわけございまして、あと残されたのは、12月7日の調印式を迎えるところまで来たということでございます。もう本当に一押しでございます。

どうかひとつ皆さん方の特段のご協力をお願いを申し上げ、本日の会議が皆様の協力によりまして議決を経ることを心からお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。どうかひとつ、よろしく願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は、先ほど会長が全員と言いま

したが、4人欠席でございまして18名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それでは、これから会議に入るわけでございます。私、先ほど全員ということを上申しましたが、大変失礼を上申しました。4人の欠席ということでございます。

それではこれより、本日の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

まず、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、平田泰雄委員と花田千賀志委員を指名をいたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日お手元に差し上げてございます議事日程の2枚目でございます。

第11回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1、会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告について

議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算について

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）

協議第22号 新町建設計画について（継続協議）

以上のとおり報告する。

平成16年11月10日、檜山北部3町合併協議会議長。

以上でございます。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について

(内田会長)

続いて日程第2、報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告についてを議題といたします。
事務局から報告第1号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、第11回の檜山北部3町合併協議会議案の方の1ページでございます。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年11月10日、檜山北部3町合併協議会会長。

これから、委員長の経過報告にございますけれども、第4回と、それからきょう午前中に行われました小委員会に関しましての経過報告につきましては、きょうお手元に差し上げてございます。そちらの方でござらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

(内田会長)

それでは続いて、新町名候補選定小委員会委員長の花田副会長より、第4回及び第5回において開催をされました新町名候補選定小委員会の経過について報告をいただきたいと存じます。

花田委員長、経過報告をお願いいたします。

(花田委員長)

それでは、平成16年10月22日に開催いたしました第4回新町名候補選定小委員会において協議されました経過内容につきまして、議案の3ページによりましてご報告を申し上げたいと存じます。

まず、開催日時につきましては、平成16年10月22日の第10回合併協議会終了後の午後4時45分から午後5時15分までの30分間、協議を行ったところでございます。

協議内容でございますが、継続協議となっております郡の所属の取扱いについてを議題といたしまして協議を行いました。そこで私の方から、郡の所属について再協議するに当たりまして、合併協議会事務局の方から檜山支庁に照会をしておりました、議案4ページの資料でございますが、市町村合併に係る国の機関の管轄区域の考え方につきまして、委員でもございます小田地域政策部長さんから説明をしていただき、郡の取扱いについて各委員のご意見を伺ったわけでございますが、結果として、さらに各町の検討時間が必要でないかとの意見によりまして、継続協議となったところでございます。

以上、第4回新町名候補選定小委員会において協議いたしました経過の報告であります。

4ページの資料につきましては、事務局から説明をいたさせます。

引き続き、本日午後10時から開催いたしました第5回新町名候補選定小委員会において協議されました経過内容につきまして、報告書の2ページ、小委員会経過報告書によりまして報告を申し上げたいと存じます。

開催日時、場所、出席委員数は、記載のとおりであります。

協議内容でございますが、継続協議となっております郡の所属の取扱いについてを議題といたしまして協議を行いました。そこで、郡の所属について再協議するに当たりまして、3ページの資料でございますが、市町村合併に係る国の機関の管轄区域の考え方につきまして、その後さらに確認をしていただきました結果について小田委員さんから説明を受け、さらには委員個々の調査結果もあわせ発表し合って、究極の答えとして、合併によって大きな不便を強いられることなく、原則現行どおりの窓口の取扱いになることを確認した上で、郡の取扱いについて各委員のご意見を伺ったところであります。もとより、各委員の本件に係る思いこもごもは尽きるものはございません。言葉の、そして名称の本当に魂の宿る思いで、その言葉の、名称の思いを新たにいたしましたところであります。

協議の結果として、新町の郡所属につきましては、「久遠郡とする」ように道に対して働きかけを行うことに決定をさせていただいたところでございます。

なお、附帯意見として、合併後において国の出先機関に対しましては、地域住民が不便とならないように住民の利便性に十分配慮していただくよう、新町としてもその働きかけを行っていただくということを申し添えるところでございます。

さらにまた道に対しましても、そのご支援をしていただけますようお願いを申し上げます。

以上、第5回新町名候補選定小委員会において協議をいたしました結果についての報告を終わらせていただきたいと思います、

なお、3ページの資料については事務局から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは最初に、議案の方の4ページ目でございます第4回の小委員会のときに資料としてお示ししたこの資料につきまして、まずご説明申し上げたいと思います。

「市町村合併に係る国の機関の管轄区域の考え方について」ということございまして、これについてどういう考え方になっているのかということでございます。この考え方につきましての発端でございますけれども、檜山北部3町からの照会事項ということで支庁にお願いしたところでございますが、平成16年10月14日の日に、函館地方裁判所で開催された町村選管との檢察審査会との連絡協議会の中で、函館檢察審査会事務局の長谷川総務課長から、檜山北部3町の合併については、所属する郡の名称により、管轄の檢察審査会が、瀬棚郡であれば函館になるし、久遠郡であれば江差になる旨の発言があったということでございます。役場の所在地が現北檜山町役場になったとしても、久遠郡を選択すれば江差管轄となるという話があったわけでございます。

このことから、検察審査会がこのような取扱いになるのであれば、税務署、法務局だとか、北海道労働局、ハローワーク、こういった関係がどうなるのかということでございます。これについて支庁を通じて国の各関係機関に問い合わせをお願いしたところでございます。

それで、現状を2番の方で示しておりますが、「国の各機関の現状」と申しまして、ごらんのとおり①の「検察審査会（裁判所）」では、北檜山・瀬棚は函館の裁判所です。それから、大成町と熊石町は江差裁判所であり、八雲町は函館と。

それから、税務署については、北檜山・瀬棚が八雲、それから大成が江差です。

それから、法務局でございますが、これは北檜山と瀬棚が八雲、それから大成が江差と。

ハローワークにつきましても、北檜山と瀬棚が八雲、それから大成が江差と、このように取り扱われているということでございます。

それで、それぞれの各関係機関の回答では、電話の照会の回答内容でございますが、それぞれの各担当の方での回答ということでございます。

①として、管轄区域は、郡名だけでは決められない課題であります、ということでございます。

そして、②として、現在そういった管轄区域について検討しておりますが、市町村合併の姿がはっきりしてからでないと正式な回答はできない、ということでございます。結局、まだ決まらないのに、そういうことについての回答はできない、ということでございます。

それから、三つ目として、管轄区域の決定につきましては、あくまでも住民の利便性、それから管轄の人口、それから事務所からの距離など総合的に勘案しながらそれぞれの管轄区域が判断されることとなります。郡名にかかわらずそういう判断がされる、という見解でございましたということでございます。

これから、きょうの第5回目の小委員会におきまして、本日の経過報告の3ページ目にございます。こちらの方の資料を見ていただきたいと思います。

さらに、もう少し各機関において詳しく聞いてくださいと、お願いしたところでございます。そこで、本日の会議で支庁の方から調べた結果について報告がなされたわけでございます。これが3ページの内容でございます。

それによりますと、一つ目として、函館地方の法務局の本局にお尋ねしたと。総務課の回答内容では、まず現在庁内に対策協議会を設置しており、檜山北部3町それから熊石・八雲の合併に伴う管轄区域の変更について、次のいずれかにすることが適当か検討中でございます、ということでもあります。

その検討中の中身というのが、一つ目として、窓口は現状維持とする。それから、大成町は江差支局、瀬棚・北檜山は八雲出張所と。それから、合併で一つの町村になった場合は窓口は一つにするということの、このいずれかの方法について適当かどうか検討中である、ということでございます。

それで、二つ目として、管轄区域の変更は、郡名が瀬棚郡となるか久遠郡となるか新規郡名になるにかかわらず、市町村の区域がどう変わるかによって判断するものでございます、ということでございます。現状では、檜山北部3町の場合は、法務局との距離、住民等の利便性、それからデ

一々の件数、それぞれの支局で抱えているデータの件数によります、と。これらを考えますと、現在の考え方としては、大成町の管轄が八雲出張所が変わる可能性が高いのではないのでしょうか、ということでございます。また、変更時期については、電算システムのデータの処理期間もあるので、これは変更時期というのは未定でございます、ということでございます。

それから、札幌国税局の総務課の回答内容ですけれども、全道で6～7カ所程度現在の管轄区域が違う市町村の合併協議が進められていることは承知しておりますが、具体的な検討は、その合併の状況が決まってから始まる予定でございます、ということで、取扱いは未定だということです。

それから検討に当たっては、人口だとか、それから構成の市町村、それから住民の要望などを考慮することとしております、という回答内容でございます。

それから、北海道労働局、ハローワークでございますけれども、総務課の人事係の回答ということです。

管轄区域が異なる市町村が合併した場合であっても、現行の管轄区域を変更する予定はない、ということでございます。要するに、八雲と江差ということでの区域は変更する予定はないと。合併後に利用者からの要望などがあって管轄区域の変更が必要になった時点で検討する予定である、ということで、それぞれの新しいまちになって、それぞれのまちからそういった要望があった場合については検討する予定である、という回答であったということの報告を受けて、それぞれ協議が行われたわけでございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま花田委員長より、第4回、第5回のそれぞれの新町名候補選定小委員会における協議の結果と、そしてまた事務局より、国の機関の管轄区域の考え方について報告をいただきました。

郡の所属の取扱いにつきましては新町候補選定小委員会において審議されまして、郡の所属の取扱いについては新町候補選定小委員会において協議をされました。その結果、合併協議会に報告をしていただくことになったわけでございます。花田委員長の方から、郡の所属については久遠郡として北海道に対して働きかけていく、という報告を受けたところでございます。

この報告につきまして、特に皆さん方からご意見があればお伺いをいたしたいと思っております。何かご意見ございませんでしょうか。

(斎藤委員)

小委員会報告どおりでよろしいかと思っております。

(内田会長)

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、特にないということでございますので、委員長報告を了承してまいりたいと存じます。皆さんに改めて新町における郡の所属の取扱いについてお諮りをいたします。

ただいま郡の所属については、新町名候補選定小委員会委員長からの報告を了承したところでございますが、檜山北部3町合併協議会として北海道に対して郡の所属を「久遠郡とする」ことについて働きかけを行ってまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。お諮りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議がないようでございますので、郡の所属の取扱いについては、「久遠郡とする」ことで北海道に対して働きかけを行うことを決定をいたしました。

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

(内田会長)

続いて日程第3、報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告についてを議題といたします。事務局から報告第2号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について。

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告す。

平成16年11月10日、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

続いて、新町建設計画策定小委員会委員長の平田副会長より、第5回新町建設計画策定小委員会の経過について報告をしていただきたいと思います。と存じます。

(平田委員長)

第5回の新町建設計画策定小委員会において協議されました内容につきましてご報告を申し上げます。

協議をいたしました経過内容につきましては、報告書の2ページ、小委員会経過報告書によって

報告させていただきます。

開催日時・場所、出席委員等につきましては、記載のとおりでございます。

協議いたしました経過内容の一つ目は、新町建設計画の「北海道との事前協議について」であります。第7回協議会に報告いたしました内容をもって北海道との第1回目の事前協議を行っております。それに対する北海道からの回答につきましては、事務局から報告を受けたものであります。

なお、2回目の北海道との協議につきましては、日程の都合から、小委員会の了承を得て、本日ここに直接本協議に報告させていただいております。

次に、基本施策に係る主要事業の追加を行っております。

この関係は、前回の協議会にまちづくりプランの附帯意見として報告いたしました「新町における医療施設の構想」を受けまして、主幹病院の整備事業のみを追加したものであります。附帯意見では、新町における医療施策については新町でその検討を行い、というまとめでございますが、小委員会としては、新町に主幹病院を設置することの認識に立って、合併後、主幹病院の整備が必要となった場合を想定して、この整備事業に合併特例債を活用できる選択方法を確保しておく、という意味でこの主要事業計画に主幹病院の整備事業を追加したものでございます。

2点目は、新町まちづくりプラン・ダイジェスト版の作成について協議を行いまして、本日配付させていただきました冊子のとおり作成することといたしました。

以上、第5回新町建設計画小委員会において協議いたしました経過の報告を申し上げます。

それぞれ内容につきましては事務局から説明をいたさせます。

以上でございます。

(駒谷事務局次長)

それでは、事務局より報告を申し上げます。

この報告書の3ページ目からは、第5回の新町建設計画策定小委員会における議案をつけさせていただいております。

まず、報告の1号でございます北海道との事前協議についてでございますが、この関係は、この議案の6～12ページでございますが、この関係、ただいま委員長の方からもご報告申し上げましたが、8月27日開催の第7回協議会にご報告しました内容をもって第1回目の北海道との事前協議を行った、その回答でございます。

その後追加・修正されました事業につきましては、第2回目の事前協議を行ったものに含まれているわけでございます。第2回目の事前協議に対する北海道からのコメントが、別紙のとおり本日配付させていただいております。このA3判の大きいものでございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。

この表に記載されております、このコメントの関係につきましては、第1回目でもコメントされました内容もすべて含まれておりますので、この表によりましてご説明させていただきます。

この事業の整理表、右端の欄でございますが、この事業計画に対する北海道の各関係所管部のコメントが入っているわけでございます。このコメント欄で斜めの線が入っている部分でございます。

この斜線の部分につきましては、町の単独事業、それと国の直轄事業でございます、この関係につきましては北海道の協議においては調整が行われないと。北海道では意見を述べないということで斜線になっているわけでございます。

それぞれの事業につきましては説明は省略させていただきますけれども、コメントの内容につきましては、特にコメントのないもの、または現段階で事業実施の判断ができない、あるいは事業が実施中、継続中のもので予算の要望をしている、などのコメントが付されているところでございます。

次に、報告書の最後の13ページに戻っていただきたいと思いますが、この主要事業の追加の関係でございます、網掛けした部分でございます。「主幹病院整備事業」、この関係を事業名のみ追加していくというものでございます。この追加をいたしまして、前回協議会に報告いたしました基本施策に係る主要事業の関係でございますが、この追加分を入れたものを本日、机の方に配付させていただきましたので、この後協議予定でございます新町建設計画の策定についての資料として差しかえをしていただきたいというふうに思います。

次に、まちづくりプラン・ダイジェスト版の作成について協議をいたしまして、本日お手元に配付させていただきました。別冊のとおり作成をいたしまして、これを報告するものでございます。このダイジェスト版につきましては協議会に報告いたしまして、明日以降に3町全戸に配布する予定でございますので、ご承知願いたいと思います。

以上が、第5回新町建設計画策定小委員会におきまして協議されました内容でございます。
以上です。

(内田会長)

ただいま平田委員長から第5回の新町建設計画策定小委員会の経過内容について、並びに駒谷次長から資料の説明をいただいたところでありますが、経過報告について特にご意見があれば、お伺いをいたしたいと存じます。

何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、報告第2号については委員長の報告を了承いたしたいと存じます。

報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告について

(内田会長)

続いて日程第4、報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告を議題といたします。
事務局から議案の朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

議案の6ページでございます。

報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会委員長報告について。

議会議員定数・任期検討小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり議会の議員の定数及び任期の取扱いの調整内容について一部文言を追加する修正報告書の提出があったので報告する。

平成16年11月10日、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

続きまして、議会議員定数・任期検討小委員会委員長の高畑委員長より議会の議員の定数及び任期の取扱いの調整内容、修正経過について報告していただきたいと存じます。

(高畑委員長)

それでは、議会議員定数・任期検討小委員会委員長としてご報告申し上げます。

平成16年9月24日開催の第8回檜山北部3町合併協議会におきまして承認されました議会議員定数及び任期の取扱いの調整内容について、このほど北海道の方から、合併特例法上の解釈違いによるものと思われる調整内容の一部に不備があるとの指摘を受けたところでございます。

その指摘を受けた点でございますが、平成15年1月1日から改正されました地方自治法第91条の規定に基づき、在任特例を適用した期間後の定数についても、地方自治法第91条に基づいて議員定数を合併前に定めておく必要があるとのことでございます。

調整内容の文言の整理については、本来であれば議会議員定数・任期検討小委員会を招集して、各委員さんに協議を申し上げるところではございましたが、この点については私の判断で小委員会を開催するまでもないということにいたしまして、私と副委員長の中島さんとで協議をさせていただきました。調整内容の修正に当たっては、原則として既に承認となっております調整内容の文言や趣旨を変えることのないよう配慮しながら、地方自治法上からの対応策として調整内容の修正を行うことといたした次第でございます。

修正内容につきましては事務局から説明をいたさせますが、以上のような事情によりまして、承認されました調整内容について委員長判断による修正案として報告させていただきますので、何とぞご理解の上、ご了承お願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

(道高事務局長)

それでは私の方から、議案の8ページでございます。

今回、議会議員の定数及び任期の取扱いの調整内容の修正の経過でございます。

これにつきましては私どもも大変勉強不足であったということで、深く反省をいたしましておわびを申し上げたいと思っております。

それで、承認されております調整内容の問題点でございます。指摘された項目でございますけれども、3番目の右側の「承認されている調整内容」の欄の3番になっています。

合併後の議員定数は、在任特例の適用期間において39人とし、適用期間後の定数については、新町の議会で決定する、ということで調整内容が承認をされていたところでございます。これにつきましては、ただいま委員長の方から申し上げましたとおり、合併特例法に基づく在任特例の定数39人と、あわせて地方自治法第91条に基づく、91条定数でございますが、これを合併前にきちんと定めおかなければならないと。二つを決めておいてください、ということに法律上なっているということでございます。そういうことでございまして、ただいま委員長が申しましたとおり、これらの文言、趣旨を変えることなくして、左側のように、1番に「議会の議員の定数は、22人とする」ということで、これはあくまでも法定定数でございます。法定定数が22人となっておりますので、これにしております。

そして、3番目の項に、合併後の議員定数は、在任特例の適用期間において39人とし、適用期間後の定数については、新町の議会で「再協議して」決定する、ということでございます。これは承認されている調整内容の中での趣旨でございまして、議員定数、在任特例の分だけ決めておいて、要するに法定定数を幾らにするかということにつきましては、新町の議会で特例期間中に協議して決めようではないか、ということになっただけでございます。これらの趣旨を尊重しながらこのような文言に変えさせてもらおうと。これによりまして、地方自治法に基づき整備されるということでございます。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま高畑委員長から、議会議員の定数及び任期の取扱いについての調整内容について北海道から指摘を受けた点については、地方自治法上からもきちんと整理をしなければならないという判断のもとに、調整内容の修正を行うこととした旨報告がございましたが、この点につきまして皆さん方、特にご意見あれば伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ご意見がないということでございますので、委員長の修正報告を了承してまいりたいと存じます。

それでは、議案8ページの議会議員の定数及び任期の取扱いの調整内容の修正案について、ただいま委員長報告どおり了承したところでございますが、改めてお諮りをいたしたいと存じます。

合併協議会といたしまして、この修正案の内容について原案のとおり決定してよろしいか、お諮

りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

異議がないようでございますので、議会の議員の定数及び任期の取扱いの調整内容については、修正案どおり決定をいたしました。

議案第 1 号 平成16年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算について

(内田会長)

続いて日程第 5、議案第 1 号 平成16年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算についてを議題といたします。

事務局から議案の内容を説明いたさせます。

(小板橋書記)

9 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 平成16年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算について。

平成16年度檜山北部 3 町合併協議会補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,623 万 6,000 円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年11月10日、檜山北部 3 町合併協議会会長。

10 ページをお願いいたします。

内容についてご説明させていただきます。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入につきましては、3 款諸収入、1 項諸収入に 8 万 7,000 円を追加し、歳入総額 3,623 万 6,000 円とするものです。

歳出は、1 款負担金、1 項総務管理費に 10 万 7,000 円を追加、2 款事業費、1 項事業推進費で 2 万円を減額し、補正額合計 8 万 7,000 円となり、歳出総額 3,623 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入では、任意協議会、檜山北部 3 町合併問題協議会ですが、そこでの決算が確定しましたので、その引継金の精査と、歳出では、決算を見越しまして過不足額が生じますので、その増減と事業費の委託料に委託業務を追加するものでございます。

この内訳でございますが、次の 11 ページの事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございますが、先ほど申しましたとおり、檜山北部 3 町合併問題協議会での決算が確定し

まして、剰余金が17万7,359円ありまして、それが引き継がれましたので、当初予算で9万円を計上しておりましたので、8万7,000円を増額するものでございます。

歳入は、以上でございます。

歳出でございます。12ページ、お願いいたします。

歳出は1款1項1目事務局費につきましては、決算を見越しまして過不足額が生じる予定でございますので、10万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、2款1項1目会議費、2目調査研究費でございますが、これらにつきましても決算を見越しまして過不足額を生じるものについて増減をしたものでございます。

2目調査研究費の委託料がございますが、これらにつきましては二つ新規がありまして、一つは新町建設計画ダイジェスト版の制作業務と、もう一つは電算統合の基本計画が策定されましたので、それをもとにした実施計画を策定するための電算システム・ネットワークシステム統合実施計画策定業務を計上するものであります。

1款、2款歳出合計で8万7,000円を増額し、補正後予算額は、歳入歳出合計3,623万6,000円とするものです。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。補正予算についてご質問があれば、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご質問がないようでございますので、平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算は、原案のとおり決定いたしたいと存じます。

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（再協議）

(内田会長)

続いて日程第6、協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての再協議案を議題といたします。

議案の内容につきまして事務局から説明をいたさせます。

(道高事務局長)

議案の14ページをお開きいただきたいと思います。

協議第7号、再協議でございます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協定項目

7でございます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する、ということでございます。これにつきましては、下の方にまず書いております、参考としてございます第5回の檜山北部3町合併協議会で承認された調整につきまして、若干先ほどの議会議員と同じような形での文言の追加・修正ということでございます。これにつきましても、第5回の協議会で承認された調整内容につきましてはの在任特例を適用するのだということになっております。18年の6月30日ということでございます。それで、「合併後の選挙委員の定数は法定定数内とする」ということでなっていて、これは20名以内ということになるわけでございます。これにつきましても、農業委員会等に関する法律の一部改正というものがことしの11月に施行をされたわけでございます。それによりまして、これ以降によりまして選挙委員の下限定数を条例に定めなければならないという一部法律の改正がありまして、ですから新年度においてもこのように条例の中にきちんと定数を定めるということになったわけでございます。そういうことからいたしまして、これにつきましてもきちんと合併前に農業委員会の選挙により委員の定数を定めるということでございます。

その考え方といたしまして、調整内容でございますが、一つ目として「農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする」。これは法定定数としております。

そしてまた、3番目にあります「在任特例の適用期間後の選挙による委員の定数については、新町の議会で再協議して決定する」ということでございます。18年の6月30日までの在任特例ということでございます。それ以後における選挙につきましては、20名を何人とするのかということで、これは新町の議会で定数を定めて条例の変更をしていただくということで、ここに調整内容をうたったわけでございます。

以上のとおり、修正をさせてもらうということでございます。

(内田会長)

説明が終わりました。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、第5回の合併協議会において調整内容は決定しておりましたが、ただいま事務局から説明がありましたとおり、農業委員会に関する法律の一部改正により、選挙委員の下限定数を条例で定めなければならないということでありまして、先ほどの議会議員の場合と同様の考えということで、在任特例の適用期間後の選挙委員の定数を何人にするかということについて新町の議会で再協議して決定をするものということで、調整内容を修正をするものでございます。

この調整内容につきましてご意見があれば、お伺いをしたいと存じます。いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての修正調整案については、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご異議なしと認めて、修正調整案のとおり決定をいたしました。

協議第22号 新町建設計画について(継続協議)

(内田会長)

続きまして日程第7、協議第22号、継続協議となっております新町建設計画についてを議題といたします。

事務局から新町建設計画の提案について説明をいたさせます。

(駒谷事務局次長)

議案の15ページでございます。

協議第22号 新町建設計画について。協定項目の22番目でございます。

新町建設計画について、次の通り提案する。

調整の内容でございますが、新町建設計画(案)について、別紙により協議する、というものでございます。

この別紙につきましては、前回の第10回協議会にご報告申し上げましたものでございます。本日の会議のご案内に、ご持参をいただくようお願いの内容を書かせていただいております。お持ちいただいているかと思っておりますので、それに基づきまして説明させていただきます。

資料の関係でございますが、ただいま申し上げましたとおり、前のご報告いたしました新町まちづくりプラン(案)、それと新町まちづくりプラン(別冊資料)としまして、基本施策に係る主要事業の関係、それと新町まちづくりプラン策定における附帯意見、新町における医療施策の構想についてでございます。

この内容につきましては、新町建設計画策定小委員会を開催の都度、その協議されました内容について協議会にご報告させていただいておりますので、内容の説明を省略させていただきまして、資料の概要のみご説明させていただきます。

まず初めに、新町まちづくりプラン(案)でございます。

この関係は、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併協議をする際に策定するものでございます。協議会において定めましたこの新町建設計画策定方針によりまして、大成町、瀬棚町、北檜山町の合併後に、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものでございます。

プランにつきましては、第1章から第8章までの構成でございます。

第1章は、計画策定の方針、合併の必要性を示しております。

第2章は、3町の位置、地勢、面積、人口、世帯などの概要を示しております。

第3章は、合併後における人口の推計など主要指標の見通しを示しております。

第4章は、新町の将来像、まちづくりプランの基本施策、土地利用、地域別整備方針など、新町まちづくりの基本施策を示しております。

第5章は、将来像実現のための基本施策でございます。

一つ目としまして、健やかに暮らせる福祉のまち。二つ目は、活力に満ちた産業のまち。三つ目は、自然と共生する安全なまち。四つ目は、多様な交流を生む、にぎわいのある快適なまち。五つ目は、豊かな人間性と文化をはぐくむまち。六つ目は、みんなで作るまち、の6本の柱によりまして、その項目ごとの施策を示しております。

第6章は、新町における北海道の役割や事業の推進について示しております。

第7章は、公共施設の適正配置と整備の方向を示しております。

第8章は、合併後の財政計画を推計しております。

新町まちづくりプランの概要については、以上でございます。

まちづくりプラン策定におきまして、新町における最重要課題の一つであるということ踏まえまして協議いたしました点でございますが、「新町における医療施策の構想について」を新町まちづくりプランの策定における附帯意見としてまとめて、別冊としているものでございます。

さらに、プランの第5章、将来像実現のための基本施策の具体的な事業としてまとめましたが、「基本施策に係る主要事業」でございます。これが別冊資料として添付しております。この関係は、基本施策の6本の柱ごとに施策をまとめているものでございます。

このまちづくりプランと事業整理表をもちまして北海道との事前協議を行いまして、本日も報告申し上げたとおりでございます。これをもって事前協議を終え、本日このまちづくりプラン（案）を協議会でご決定をいただきましたら、北海道知事に対しまして正式な協議を行っていくということになるわけでございます。

以上、新町まちづくりプランについての概要の説明を終わります。

よろしくご協議をお願いいたします。

（内田会長）

説明が終わりましたが、新町建設計画としてのまちづくりプランや、基本施策に係る主要事業等の中身については、新町建設計画策定小委員会からの経過報告として、その都度委員長の方から合併協議会の場において報告や内容の説明をしてきていただいているところございまして、各委員の皆さん方にも十分ご理解をされていることと存じます。

したがいまして、これまでの経過報告を含めて、特に全体を通じて新町建設計画（案）及び基本施策の主要事業等についてご意見がございましたら、お伺いをいたしたいと存じます。

何か、ございませんでしょうか。

(真柄委員)

先ほどの小委員会の委員長報告の中で、前回いただいた資料の中からさらに追加という形で、特にこれ、一番、金額が入っていますけれども、網目で新項目、基幹病院の設置事業についての項目を入れたということになっています。

それで、それに合わせて、これまで提出されている、きょうまでのあれからいろいろ各委員案件として勉強されたと思うのですけれども、この網を入れたところ、最終的に結びつくのは、瀬棚町新町まちづくりプランの策定の附帯意見の中の、この結びの地方におけるいろいろな方の文言がありますね、最終的に。これとの位置づけというのをもうちょっと今の範囲で教えていただきたいのと、それとあと基幹病院についていろいろ民間病院との話し合いも非公式にいろいろされた。これが今の段階で報告できるものなのか報告する必要がないのか私はわかりませんが、この基幹病院の中で民間病院を最善とするという形の報告の割には、その後の審議というか、いろいろ協議の中身というのは全然、その後報告されていないわけなのです。ですから、差し支えない範囲でいいのですが、それがどのぐらいの話し合いが進んでいるのかとか、これはある程度聞いておかないと、これを道に提出してということになると、ここの位置づけが、項目もこうやって入れた以上は、ある程度私どもの方もきちっとした議論をしておく必要があるのではないかと思いますので、これを取り計らっていただきたいと思うのですけれども。

(内田会長)

では、平田委員長の方から。

(平田委員長)

この前に小委員会から報告した附帯意見については、このことの後半の方で、小委員会としての考えとしては、現状の医療設備、あるいは医師、コメディカルを含めて、現状を考えると民間の病院の方がはるかにそういう面では充実されているという点を考えて、そのような報告をしたというのが附帯意見の内容です。

しかしながら、この病院問題、すごく大きな課題をたくさん持っているという問題で、ただ単に小委員会等において方向づけをするということは無理な状況にあるのではないかと。そんなことから、最終的には、仮称なのだけでも、新しい町になってから医療対策協議会、いわゆる専門の方々を含めて、新しい町のそれぞれの3町の代表の方、知識・経験のある方等で構成されることと思いますが、そういう形の中でどうあるべきかというのは十分検討して行って結論を出すべきではないかと。

しかし、全くそのまま投げしておくというわけにいかないで、やっぱりある一定の方向だけ出しておくと。その中でどういうふうになるのか、国保になるのか、小委員会の方向性に従って民間になるのかという結論はその時点ではっきり出てくるのだらうと思います。そのときに、ではその整備を必要としたときに、この計画の中に全く上げないで置いて、補助も特例債も結果としては使えない現状になるということは、大変なことになるだらうという意味で、どっちに転んでもそういう

財源を使えるような道だけ開いておく必要があるだろうというので、先ほどの1点を載せさせてもらったということです。それが一つの考え方だということ。

それともう一つは、確かにそれ以後も何回か、北檜山の道南ロイヤル病院のいわゆる本部と言われる板橋総合病院の企画担当の事務局長さんにもお話しいただいたわけですが、私ども道南ロイヤル病院さんのいわゆる民間の方々の将来の病院の方向性というものまで口を出すことはできないわけなので、その中でどういうロイヤルさんの計画があって、そのうちのどの部分に新町がはまっていけるかというか、口を出せるかというのか、助成ができるかというものが、今度は出てくると思います。その方向性について、もし出せるものがあればということで1回出してもらいたければ、まだ具体性がなかったなので、もう少し私どもこの辺について詳細を出してもらえないかという、そういう要望はしています。しかし、その内容を全部この協議会なりに報告することが適当かどうかというのは、民間の細部の内容まで私はこの場では出せないのではないかなという感じがしています。それで、最小限度こんな程度は報告しても構いませんよというものがあれば、まだ少し期間がありますから、その中でもし出たとすれば、小委員会を通じながらこのものは考えてみたいなと思っています。

(真柄委員)

ある面で、今のこの新町計画の基本施策の方にこの網目でもう項目を入れたということは、これはむしろ後からいろんな問題が出てきたことも含めて、これは確かにいいことだと私も思います。ただ、先ほどおっしゃるいろんな話の中で、その今の民間病院がどうこうということではないですけれども、選択の余地として、今の小委員長の話からいくと、最終結びの中でこの二つのいろんなことを、今度新町の中で議論していくのだと。ただ、ここである程度こういう報告書といっても、これだけの意見書をつけるということの意味から言うと、今言う町の人方に対するある程度の方向性はどの辺まで話が進んでいるのだということ、これは全然私は知らないというわけにいかないのですから、それで今、再度そういう形の中でお聞きしたわけで、いずれにしてもそういうエリアの直接医療サービスを受ける方々がやっぱりある程度「なるほどな」という形のものがないと、これ、新町計画策定という中で、このままこれで「ああいいですよ」という形が果たしていかなものかなと思うので、私、あえて再度、これはもしもっと議論できるのなら、両方選択肢あるし、当然新町の中の最大課題だという中でこれをうたっていますから、それはそれできちっと尊重しますけれども、その点どうなのかなというので、再度この話し合いも大体これぐらい煮詰まってきたと思いますので、お聞きして、できれば議論を深めていただきたいと思います。

(奥村委員)

再度の確認をしておきたいのですが、私は10月22日に小委員会報告のあった民間病院に対する管理委託についても、選択肢の一つだと。それで、新町になってからそれは協議すると。簡単に言うと、医療対策協議会等を設置して決めるべきものだという発言をいただいたのですが、それに間違いございませんか。

(内田会長)

これは委員の皆さん方にも、これから25日から住民説明会もあるわけですよ。で、当初から言っているように、この病院問題というのはかなりの町民の方々が一番関心を持っている問題です。それで、今皆さん方もごらんになっていると思うので、インターネットあたりではもう既に「民間のロイヤル病院に決まった」というような、そういういわゆる情報が流れておりますし、そういう中で多くの町民の皆さん方ももう既に、町立病院というのはなくなるのだ、診療所になるのだ、というような考えを持っている方がかなりおられるわけです。私どもも町政懇談会もやっているのですけれども、そういう問題というのは出てきているわけですよ、それぞれ。

それで、今奥村委員が言ったように、これはあくまでも小委員会の中で、ロイヤル病院を主幹病院にしてはどうかということ、これは提案なのですよ、委員会の中で。ですから、その提案をして、それが本当にいいか悪いかということ、これから十分それぞれ検討委員会というか、そういう特別委員会のようなものを設置しながら、本当に民間がいいのか、あるいはまた公的な病院を維持していったらいいのかということ、これから議論すべきであって……。ただ、誤解されている面については、今言ったように、もうロイヤルに決まってしまった、というようなことですが、それは決してそうでなく、委員会としてそういう案を提案した、ということだけでございますので、これらについて各町の町民の皆さん方にもそうした面をしっかりとひとつ認識をしていただきたいというふうに思うわけございまして、今平田委員長も言ったように、これらについては相手方も十分やはり話し合い、調べて、本当に町民の皆さん方が理解できるようなことでなければこれはだめだと思しますので、これは慎重にやはり事を運んでいかなければならないというふうに思っておりますので、今後もそういうことで慎重に対応していきたいと考えています。

(奥村委員)

もう一つ確認させてください。

先ほどの建設プランの中で主幹病院整備事業というのがありますね。金額が入っていません。それで今、会長が言われましたように、例えばそれが公的病院で、改築なりあるいは新設なりをする分も、金額が入っていませんが、この中に含まれると思うし、例えば民間委託になって、MRIとか、あるいは増床とか、そういうために、もしこの後新町になって、それが協議されて決定されたときには、特例債を使うのか過疎債を使うのかわかりませんが、当然起債を使ってやるということで、この後、新町になってから医療対策協議会等で、民間にするのか公的病院にするのかを決めた段階でなければ、金額が提示されない、盛られないと、こういう認識でよろしいですか。

(平田委員長)

今の段階で言えることは、きょうもたまたまダイジェスト版を出して、一部医療・保健・福祉の部分についての表現、文面というのは、これは新町のまちづくりプランの中の一つを、あえて12ページ、「全地域の方針」の中に「保健・医療・福祉施策」というものがあるわけで、これは当然3

町の皆さんが一番大きな関心を持っている部分だということもあって、この部分を抜粋してこれにあえて載せてあるわけなので、この中でも、一つは主幹病院をつくるということが必要ではないのかということと、それと救急医療体制をもっと整備していく必要があると。それから、整形外科というような分野についてもこの地域柄必要でしょう、ということが基本になっています。それで、主幹病院については、北檜山町内のどちらかという意味のものも書いてあります。私どもは一般的な説明の中で、この範囲しか言えないのだろうと。

ただ、そのものの問題については、附帯意見で言っているような、いわゆるそういう専門の検討協議機関を設けて検討していかなければこの方向性は出ていかないのだろうということなので、金額も入れられないというような問題もございます。その範囲でしか、ここは言えない問題ではないのかというふうに思っています。

だから、どのくらいの整備をしていくかということは、物すごく大きな経費の問題でもありますし、医師の確保の数の問題というものがあるので、その辺も見きわめなければ、ちょっとこれ以上のことは言えないのではないかなというような気がしています。

(大野委員)

私の質問は、真柄委員のがすべてだと思うのだけれども、私は一番、小委員会でもよく言っているのですが、例えば新町において検討すべき課題ということで財政支援をどのくらいしたらいいのだということで、何回も私、質問しておりますよね。ですから、ロイヤル病院が医療あるいは計画立案をしているわけですから、話し合いがどの辺まで進んでいるのかなと。例えば財政支援がどのくらいかかるのか。それは平田委員長がさっき言いましたけれども、まだ不整備なので発表できない。民間のことだからできない。私はそうだと思わない。内容はやっぱり適切に私方に知らせてくれなかったら、判断材料を失うのではないですか。それも最重要課題ですからね。わかっていますよ、私。主幹病院の財政支援の問題というのは新町においてやってくれ……。平たい言葉で言えば、逃げているのではないかな、というような気がするでしょう？ その中で話し合いがあったのでしょから大まかでもいいから知らせてほしいのですよね。どのくらいの財政支援をしたらいいのか。主幹病院に対して、ロイヤルさんがどの辺の医療に対して計画立案をしながら、どのくらいの財政支援をしてほしいのだ。やっぱりそういうことを話し合われているのではないかな、という気はしているわけですから、私は質問しているのです。やはりその辺のことを、的確と言わないまでも、内容説明が足りないよ、足りないよ、と私がいつも言っているのはそこなのです。その辺、差し支えなかったらお知らせ願いたい。

(内田会長)

今、詳しく平田委員長の方から報告があると思うのですが、決してこれは隠して隠せるものでもないのですから、絶対そんなことはしておりません。ただ、やっぱり話の段階の中で、これをやっぱり協議会として話をして、これが本当に委員の皆さん方や町民の皆さん方が理解できるようなことでなければこれは合意に至らないわけですから、まだその話し合いの段階でまだ決定したもので

すから、今言ったように委員長は、今の段階ではまだその結果というのはいできないのだということ
を言っているの、決してそれを我々が故意に隠しているようなことではないですから、その点ひ
とつ……。

それでは、ちょっと休憩します。

(休 憩) (午後2時44分)
(再 開) (午後2時54分)

(内田会長)

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

改めてお諮りをいたします。

先ほどの新町建設計画案及び基本政策の主要事項について改めてお伺いをいたしますけれども、
新町計画につきましては先ほどいろいろご意見がございましたが、それを尊重しながら、原案のと
おり決してよろしいか、お諮りをいたしたいと思ひます。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、新町建設計画については、原案のとおり決定をいたしました。

(内田会長)

それでは、追加議事日程がございます。

本日の議事日程にのせられました協議案については全部終了したところでございますが、追加案
件として提案事項1件を協議してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか、お諮りいたしま
す。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議がないようですので、追加議案として提案事項の1件を提案してまいりたいと存
じます。

ただいま事務局から議案を配付いたしますので、その間、暫時休憩をいたしたいと思ひます。

(休 憩) (午後2時55分)
(再 開) (午後3時05分)

(内田会長)

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

それでは、追加議事日程に従いまして協議を再開いたしたいと存じます。

付議事件の報告

(内田会長)

日程第8、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(山内町づくり推進係長)

それでは、付議事件報告追加分でございます。

会長から提案があった事件は次のとおりである。

提案事項第1号 合併協定書(案)及び調印について。

以上のとおり報告する。

平成16年11月10日、檜山北部3町合併協議会議長、内田東一。

提案事項第1号 合併協定書(案)及び調印について

(山内町づくり推進係長)

それでは、提案事項につきまして、続けてご説明いたします。

合併協定書(案)及び調印について。

合併協定書(案)及び調印について、別紙のとおり提案する。

平成16年11月10日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

合併協定書(案)及び調印について事務局よりご説明申し上げます。

お手元の「合併協定書(案)」の方から説明をしていきたいと思います。

協定書につきましては、具体的な協議項目は第2回の協議会から始まったわけでございますが、この協定書につきましては第2回の協議会、また本日の11回目の協議会での確認された調整内容についてまとめたものでございます。

1ページ目をお開き願います。内容説明に入る前に修正をお願いいたします。

まず1ページ目、7番の「農業委員会の定数及び任期の取扱い」の(2)の2行目に当たります「1年間引き続き新町の」というところがございますが、この「1年間」というものを「平成18年6月30日まで」ということで修正をお願いいたします。「平成18年6月30日まで引き続き新町の農業委員会委員の選挙による委員として在任する」と、このような形で修正をお願いいたします。(※後日修正文を各委員に送付「北檜山町の委員の任期まで」と修正)

それでは、協定書の概要をご説明いたします。

こちらの方は協議項目の1番から22番の「新町建設計画」まで載せてございます。こちらの内容につきましては確認していただいた調整内容をそのまま記載しているという形でございます。今回

は協議項目の朗読については、時間の関係上、省略させていただきます。

13ページの「新町建設計画」につきましては、このような別冊の形としているところでございます。

14ページに行きます。

こちらの方は第10回の協議会で承認されました合併特例区の規約の関係、こちらの方も3町の議決を要するということをつけてございます。

19ページにまいります。

「調印書」の関係でございます。調印書につきましては、3町長の署名・押印というような形にしております。

20ページ以降につきましては、「立会人」として合併協議会の委員全員の署名というような形で、調整内容の確認、調印の確認とさせていただいているところでございます。

また、最後の24ページでございますが、「特別立会人」といたしまして檜山支庁長をお願いをしているところでございます。

協定書案の概要は以上のとおりで、続きまして「合併協定調印式」の方を簡単にご説明いたします。

日時・場所につきましては、平成16年12月7日、火曜日。時間は午後3時からを予定しております。場所につきましては、北檜山町健康センターということでございます。

1ページをお開き願います。

開会から来賓紹介、経過報告と、このような形で次第に基づきまして調印を進めていただきたいと考えてございます。

2、3ページにつきましては合併協議会の調印に至る「これまでの経過」ということで、1枚物にまとめているものが2ページでございます。

3ページには、一応合併協議会の委員のお名前を出席者名簿として載せてございます。

以上で、協定書（案）及び調印式の関係について、説明を終わらせていただきます。

（内田会長）

説明を終わりましたが、合併協定書案及び調印について、何かご意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

他にご意見がないようでございますので、合併協定書及び調印については、原案のとおり決することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、異議なしと認め、合併協定書（案）及び調印については、原案のとおり決定をいたしました。

その他

（道高事務局長）

まことに申しわけございません。先ほど報告第1号の新町名候補選定小委員会委員長からの郡の所属の取扱いについて、委員長報告を了承いたしまして「久遠郡とする」ということの報告について了承していただきまして、合併協議会といたしましてもお諮り申し上げ、それにつきまして決定されたところでございますけれども、この件につきましては議案として提案するということが本来でございますけれども、委員長の報告を了承した後、改めて合併協議会としてお諮り申し上げた関係で、その手続を省かせていただきましたところでございます。この議案につきましては、追加議案ということで後で送らせていただきます。決定は決定ということでございますけれども、議案を正式に残しておくということで手続的に書類の不備がございました点につきましてご了承いただきたいと存じます。後日、その議案についてそれぞれの委員に送らせていただきたいと思っております。よろしくご了承のほどお願いします。

それから、事務局からのお知らせでございますけれども、先ほど新町の建設計画の説明の中でもいたしました、ダイジェスト版をあした以降、各町のそれぞれの役場の方から連絡員を通じて住民に配布されるわけでございます。その後、合併協議会として住民説明会を開催したいということでありまして、11月25日、午後6時半から瀬棚町民センター、それから11月26日の金曜日ですが、これも6時半から北檜山町農村環境改善センターということで、11月19日が午後2時から大成町の町民センターで開催したいということで予定をしているところでございます。大成町につきましては、議会特別委員会、議員さんと町職員を対象にしてやるということでございます。そういう予定でございます。

出席につきましては、それぞれの各町の町長さんにご出席いただき、そしてあと合併事務局の職員が参加いたしまして、ダイジェスト版における内容の新町のまちづくりについての決定されたことを説明していきたいというふうに思っております。その後、各町の町長さんとの町民との意見交換というようなことをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それで、各委員におかれましても、本来合併協議会委員ということで出席をいただくところでございますけれども、そのように各町長さんと事務局ということで対応させてもらいたいというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、12月7日の調印式を終わった後に、温泉ホテルで慰労会を開催したいというふうに今、考えております。会費制で開催したいと思っておりますので、あわせてまた後日、ご案内を差し上げ

させていただきたいと思っております。

以上でございます。

閉 会

(内田会長)

それでは、大変長時間にわたりまして皆さん方にはご審議をいただきました。この協議案件については、おかげをもちまして全部終了させていただいたわけでございます。本当にご苦労さまでございました。

冒頭申し上げましたとおり、本年の4月1日に3町の合併協議会が設立をいたしまして、その場で私が会長ということで仰せつかったわけでございますけれども、正直申し上げまして本当にその責任が果たせるのだろうかというふうに心配をしておりました。しかし、おかげをもちまして皆さん方の大変なご理解とご協力をいただきまして、今日まで11回の法定協議会を終えることができました。さきに申し上げましたとおり、本日をもってこの法定協議会、会議というのは恐らくあとは12月7日の調印式を迎えるばかりになったわけでございます。改めまして、今日まで皆さん方に大変なご協力をいただきましたことを心からお礼を申し上げますとともに、今後また新町の新しいまちづくりのために皆さん方の絶大なるご支援とご協力を賜りますことを心からお願いを申し上げます、お礼と閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後3時18分)